

保育所などの4月入所申込受付をはじめます

令和7年4月に保育所などへ入所または転園を希望する人の申し込みを受け付けます。
結果は、令和7年2月上旬以降に通知する予定です。
※令和7年5月以降に入所希望の場合は、前月の10日（土日祝日の場合はその前の平日）が
申込締切です。



保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育園 ●問い合わせ
役場子育て支援課 入園支援係 ☎096(293)5981

■町内の保育所

保育所名	地名	電話番号
大津保育園	室	☎096(293)2139
一字保育園	平川	☎096(293)2560
白川保育園	森	☎096(293)2194
杉水保育園	杉水	☎096(293)8156
大津いちご保育園	陣内	☎096(294)9407
よろこび保育園	室	☎096(294)0155
風の子保育園	引水	☎096(293)7200
第二よろこび保育園	室	☎096(294)0055

■町内の認定こども園（保育所利用）

認定こども園名	地名	電話番号
大津音楽幼稚園	大津	☎096(293)7721
白川幼稚園	森	☎096(293)7550
緑ヶ丘保育園	美咲野	☎096(293)8300
大津幼稚園*	室	☎096(293)2131

※大津幼稚園は、令和7年4月1日から3号認定(3歳児未満)の受入開始
予定です。

■町内の小規模保育園（3歳児未満のみ）

保育所名	地名	電話番号
みんなのおうち	引水	☎096(321)7002
びゅちゅ	大津	☎090(9598)5611
おひさま	大津	☎096(293)9711
ちゅうりっぷ	大津	☎090(9321)1101

■手続 役場子育て支援課で申込書などを受け取るか、
町ホームページからダウンロードし、
必要事項を記入してご提出ください。
オンライン申請も可能です。



■申込書配布期間 10月21日(月)から(土日祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※毎週水曜日(祝日除く)は午後7時まで
10月21日から
ご覧いただけます

■申込受付期間 10月21日(月)～11月29日(金)(土日祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※毎週水曜日(祝日除く)は午後7時まで

※4月に入所できる児童数は、令和6年度からの継続入所児童数で異なります。
※申込時点で生まれていない子どもの入所申し込みはできません。

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) ●問い合わせ
各園にお問い合わせください

幼稚園名	申込方法	申込期間	施設見学	申し込み・問い合わせ	備考
陣内幼稚園	・園で願書などを受け取り、提出 してください。 ・願書などを10月1日(火)から配 布。(土日祝日を除く) ・願書配布は登降園時間を除いた 以下の時間になります。 午前9時30分～午後2時 午後3時30分～午後5時	11月1日(金)～29日(金) (土日祝日を除く) 申し込みは登降園時間を除 いた以下の時間にお願いま す。 午前9時30分～午後2時 午後3時30分～午後5時	園見学を希望され るときは、事前に ご連絡ください。 日程調整をして、 お知らせします。	☎096(293)2512	・定員を超えた場合は抽 選になります。 ・令和7年度に満3歳に なる幼児も願書を受け 付けます。
白川幼稚園 (幼稚園利用)	園で願書などを受け取り、提出し てください。 願書は、10月22日(火)から配布。 (土日祝日を除く) 午前9時～午後6時	11月1日(金)から受け付 けます。 ※定員に達し次第終了 午前9時～午後6時	園見学を希望され るときは、事前に ご連絡ください。 日程調整をして、 お知らせします。	☎096(293)7550	「白川グループ」で検索 すると、施設紹介やプロ グなどをご覧いただけま す。
大津音楽幼稚園 (幼稚園利用)	園で願書などを受け取り、提出し てください。 随時配布中。(土日祝日を除く) 午前9時～午後5時	幼稚園に直接お問い合わ せください。	園見学は、随時 行っています。日 程調整のため、事 前にご連絡くださ い。	☎096(293)7721	ホームページもぜひご 覧ください。
緑ヶ丘保育園 (幼稚園利用)	園で願書などを受け取り、提出し てください。 願書は、10月1日(火)から配布。 (土日祝日を除く) 午前9時～午後6時	11月1日(金)から受け付 けます。 ※定員に達し次第終了 午前9時～午後6時 (土日祝日を除く)	園見学を希望され るときは、事前に ご連絡ください。 日程調整をして、 お知らせします。	☎096(293)8300	・「白川グループ」で検索 していただくと、施設 紹介、ブログなどがご 覧いただけます。 ・分からないことがあ りましたら、いつでもご 連絡ください。
大津幼稚園 (幼稚園利用)	・園で願書などを受け取り、提出 してください。 ・願書などは10月1日(火)から配 布。(土日祝日を除く) ・願書配布は登降園時間を除いた 以下の時間です。 午前9時30分～午後2時 午後3時30分～午後5時	11月1日(金)～29日(金) (土日祝日を除く) 午前9時30分～午後2時 午後3時30分～午後5時	園見学を希望され るときは、事前に ご連絡ください。 日程調整をしてお 知らせします。	☎096(293)2131	令和7年度に満3歳にな る幼児も願書を受け付け ます。

10月から 児童手当 が変わります

●問い合わせ 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981

児童手当法の一部改正により、令和6年10月分(12月支給)から支給対象を拡充します。
下記フローチャートを確認し、申請が必要な人は、期限までに申請書類を提出してください。

●変更点

- (1) 支給期間が高校生年代まで延長。
- (2) 所得制限が撤廃。
- (3) 第3子以降の支給月額が30,000円に増額。
- (4) 多子加算の算定対象となる子が22歳に達する日以後
の最初の3月31日まで拡大。
- (5) 支給月が年6回(偶数月)に。

●申請期限 10月18日(金)

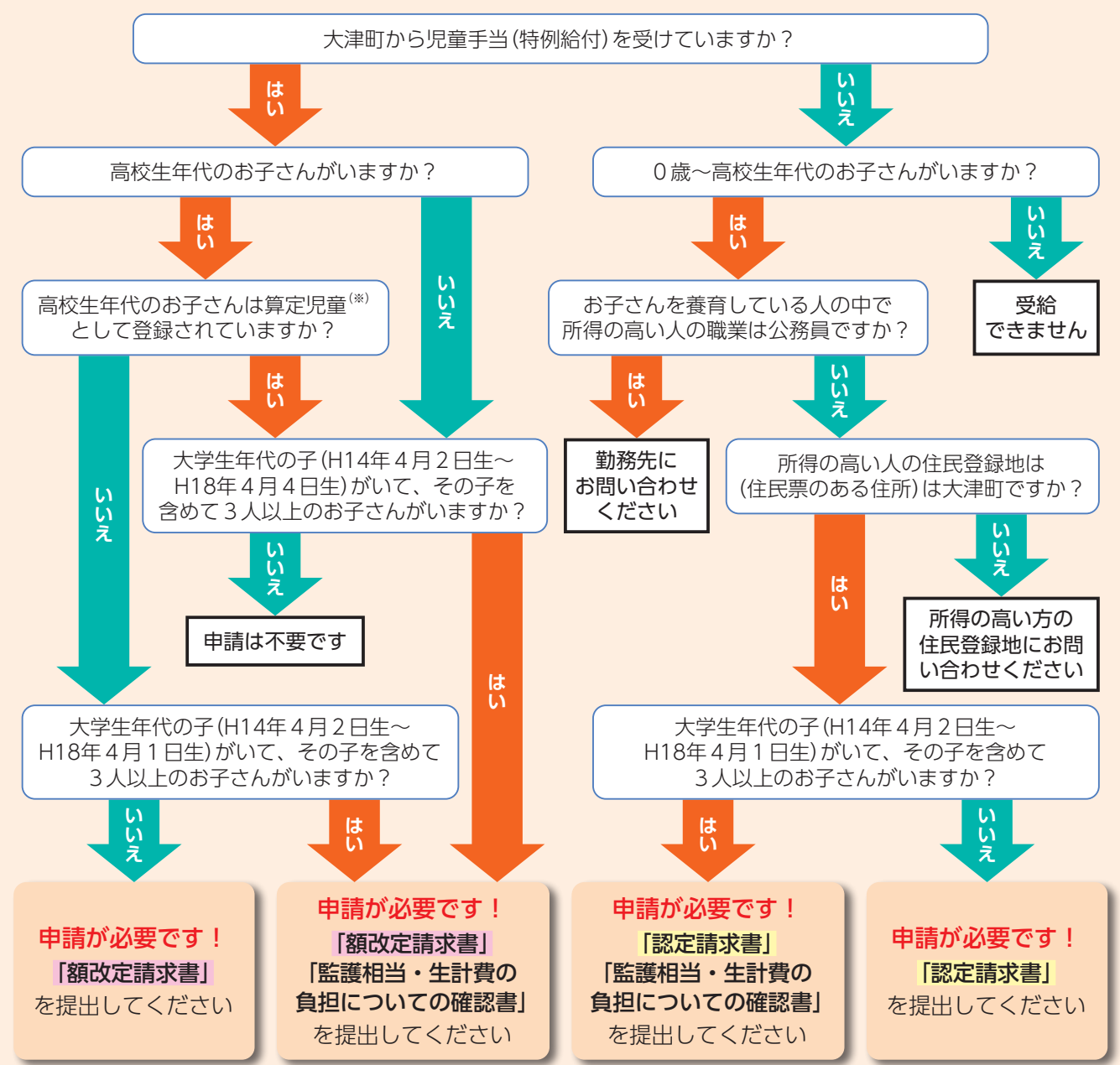
●申請方法 窓口、郵送、電子申請のいずれかで
申請。詳しくはホームページをご確認ください。

●申請時の注意事項

町で把握ができる対象者には、9月初旬に郵送で通知し
ています。通知が届かない人でも単身赴任などで子どもと
別居している場合などは、申請が必要です。



児童手当制度改正 申請【必要/不要】確認フローチャート



算定児童とは・・・児童手当の支払い対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。制度改正前は高校生年代が対象別居しているなどの理由で、あえて算定児童として登録していない場合を除き、原則登録されています。